

北極圏国における入国制限措置の現況

国立極地研究所
国際北極環境研究センター作成
更新日：2022年4月20日
赤字：更新箇所

各国の感染者数の推移については、右記サイトよりご確認ください。NHK特設サイト<<https://www3.nhk.or.jp/news/special/coronavirus/world-data/>>

国					
ノルウェー		感染症危険情報 不要不急の渡航は止めてください。	危険情報 なし	最新情報の更新日	4月13日
入国可否	入国可	入国前の登録	なし	入国前の陰性証明提示	なし
入国前のワクチン接種 証明提示	なし	日本のワクチン接種証明の 有効性	無効	入国後の検査	なし
入国後の隔離	なし	ワクチン接種者の免除措置	なし		
日本帰国前の検査	要（出国前72時間以内） 3月2日更新 ＜ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.htm ＞	日本帰国後の隔離	ワクチンを3回接種していない者：原則7日間の自宅等待機を求めるが、入国後3日目以降に自主検査を受け、陰性の結果を入国者健康確認センターに届け出て確認が完了した場合は、その後の自宅等待機の継続は求めない。 ワクチンを3回接種した証明書を所持：入国後の自宅等待機を求めない。（4月13日時点）		
入国制限および検疫措置に関する詳細					
【外務省海外安全HP大使館からの安全情報4月7日確認】＜ https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=131250 ＞ ノルウェー入国に際する検疫措置等 現在、ノルウェー入国に際する検疫措置は撤廃されています（3月2日以降、スヴァールバル諸島入島の際の検疫措置も撤廃されています）。また、これまでのご案内のとおり、原則、ノルウェー入管法に基づき入国資格のある全ての外国人（日本国パスポート所持者を含む）が入国対象者となります。					
ロシア・ウクライナ情勢の影響					
【フィンエアー ロシア・ウクライナ情勢の弊社便運航への影響について 3月25日更新】＜ https://www.finnair.com/jp-ja/japan-information ＞ 日本発着路線では、現在週4便で運航中の東京（成田）－ヘルシンキ便が、2022年5月1日よりデイリー運航となります。ロシア領空を回避するため従来よりも所要時間が長くなりますが、ヘルシンキからヨーロッパ各都市へは幅広いネットワークでスムーズな乗り継ぎを引き続き提供いたします。東京（成田）便は発着時間に大幅な変更がございます。詳しい運航スケジュールにつきましては、こちら＜ https://www.finnair.com/jp-ja/japan-information/flight-schedule ＞をご確認ください。成田以外の路線につきましては、新型コロナウイルスによる渡航制限の継続に加え、ロシア領空閉鎖による影響が長引くことを想定し、夏期スケジュールにおいては運休となります。					
【スカンジナビア航空貨物営業部4月4日時点】 コペンハーゲン－羽田線（SK983、SK984便）は、ウクライナ情勢によるロシア領空通過禁止、及び燃油高騰のため2022年6月末までキャンセルする。					
※航空便運休による経由地の変更が発生しています。事例として、3月17日時点でANA羽田－フランクフルト（フランクフルトよりオスロ経由トロムソ）が運休となり、羽田－イスタンブール－フランクフルト（フランクフルトよりトロムソ直行）に変更されたとの報告があります。引き続き、航空便の運航情報にご注意下さい。（北極センター）					

アイスランド		感染症危険情報 不要不急の渡航は止めてください。	危険情報 なし	最新情報の更新日	4月13日
入国可否	入国可	入国前の登録	なし	入国前の陰性証明提示	なし
入国前のワクチン接種 証明提示	なし	日本のワクチン接種証明の 有効性	有効	入国後の検査	なし
入国後の隔離	なし	ワクチン接種者の免除措置	なし		
日本帰国前の検査	要（出国前72時間以内） 3月2日更新 ＜ <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuni
tsuite/bunya/0000121431_00248.h
tm">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuni tsuite/bunya/0000121431_00248.h tm ＞	日本帰国後の隔離	ワクチンを3回接種していない者：原則7日間の自宅等待機を求めるが、入国後3日目以降に 自主検査を受け、陰性の結果を入国者健康確認センターに届け出て確認が完了した場合は、そ の後の自宅等待機の継続は求めない。 ワクチンを3回接種した証明書を所持：入国後の自宅等待機を求めない。（4月13日時点）		
入国制限および検疫措置に関する詳細					
【アイスランド警察】＜ https://www.logreglan.is/english/regarding-travel-restrictions-to-iceland-as-a-result-of-covid-19/ ＞ 2/25時点でCOVID-19による国内および国境における規制は解除される。国境では個人のワクチン接種または非接種にかかわらず感染症予防は実施されない。					

スウェーデン		感染症危険情報 不要不急の渡航は止めてください。	危険情報 なし	最新情報の更新日	4月13日
入国可否	入国可	入国前の登録	なし	入国前の陰性証明提示	なし
入国前のワクチン接種 証明提示	なし	日本のワクチン接種証明の 有効性	無効	入国後の検査	なし
入国後の隔離	なし	ワクチン接種者の免除措置	なし		
日本帰国前の検査	要（出国前72時間以内） 3月2日更新 < https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuni-tsuite/bunya/0000121431_00248.htm >	日本帰国後の隔離	ワクチンを3回接種していない者：原則7日間の自宅等待機を求めるが、入国後3日目以降に自主検査を受け、陰性の結果を入国者健康確認センターに届け出て確認が完了した場合は、その後の自宅等待機の継続は求めない。 ワクチンを3回接種した証明書を所持：入国後の自宅等待機を求めない。（4月13日時点）		
入国制限および検疫措置に関する詳細					
【外務省海外安全HP大使館からの安全情報3月28日更新】< https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=130574 > 4月1日から、スウェーデン政府は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴いEU・EEA以外の「第三国」（日本を含みます。）に対して行っていた一時的入国禁止措置を廃止するとともに、一時的入国禁止措置を免除する事情がある場合の検査証明書等の提示義務を解除します。 4月1日から、スウェーデンにおいては、新型コロナウイルスは公衆衛生に対する脅威及び社会に対する危険とは分類されなくなります。パンデミックはまだ収束していないものの、高いワクチン接種率の実現と現在主流であるオミクロン株が重症化リスクを引き下げたことにより、新たな段階に移行したものと判断されました。					
ロシア・ウクライナ情勢の影響					
【外務省海外安全HP大使館からの安全情報3月1日更新】< https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=128958 > スウェーデン政府によるロシア航空機の飛行禁止 スウェーデン政府は、2月28日から、スウェーデン領空でのロシア航空機の飛行を禁止する旨を決定しました。これは、EU外相会合の決定に従うものです。 ロシアの対抗措置により、ロシア領空を飛行する欧州・アジア間の航空便への影響が想定されますので、渡航される方は、事前に航空会社の運航情報を十分ご確認ください（例えば、フィンエアーは2月28日から3月6日までの間、ヘルシンキと東京・大阪を結ぶ航空便の停止を発表しています。） 【フィンエアー ロシア・ウクライナ情勢の弊社便運航への影響について 3月25日更新】< https://www.finnair.com/jp-ja/japan-information > 日本発着路線では、現在週4便で運航中の東京（成田）－ヘルシンキ便が、2022年5月1日よりデイリー運航となります。ロシア領空を回避するため従来よりも所要時間が長くなりますが、ヘルシンキからヨーロッパ各都市へは幅広いネットワークでスムーズな乗り継ぎを引き続き提供いたします。東京（成田）便は発着時間に大幅な変更がございます。詳しい運航スケジュールにつきましては、こちら< https://www.finnair.com/jp-ja/japan-information/flight-schedule >をご確認ください。成田以外の路線につきましては、新型コロナウイルスによる渡航制限の継続に加え、ロシア領空閉鎖による影響が長引くことを想定し、夏期スケジュールにおいては運休となります。					

フィンランド		感染症危険情報 不要不急の渡航は止めてください。	危険情報 なし	最新情報の更新日	4月13日
入国可否	ワクチン接種証明書の所持者は 入国可	入国前の登録	ワクチン接種者はなし	入国前の陰性証明提示	要（入国前48時間以内） 永住・滞在許可がある者を除く
入国前のワクチン接種 証明提示	要	日本のワクチン接種証明の 有効性	有効	入国後の検査	ワクチン接種者はなし
入国後の隔離	必要書類を提示できない場合は隔離	ワクチン接種者の免除措置	入国後の検査を免除		
日本帰国前の検査	要（出国前72時間以内） 3月2日更新 < https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuni-tsuite/bunya/0000121431_00248.htm >	日本帰国後の隔離	ワクチンを3回接種していない者：原則7日間の自宅等待機を求めるが、入国後3日目以降に自主検査を受け、陰性の結果を入国者健康確認センターに届け出て確認が完了した場合は、その後の自宅等待機の継続は求めない。 ワクチンを3回接種した証明書を所持：入国後の自宅等待機を求めない。（4月13日時点）		
入国制限および検疫措置に関する詳細					
【外務省海外安全HP大使館からの安全情報12月18日更新】<https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=124841> フィンランド政府は、2021年12月21日以降、EU及びシェンゲン域外から入国する者に対して、COVID-19ワクチン接種済み証明書を所持している場合であっても、入国前48時間以内に実施したPCR検査又は抗原検査の検査証明書の提示を求めることを発表しました。この措置は2022年1月16日まで実施されます。 詳細は以下のフィンランド国境警備隊ホームページに掲載されていますので御確認ください。 <https://raja.fi/en/guidelines-for-border-traffic-during-pandemic> 1 ワクチン接種証明書所持者のEU及びシェンゲン域外からの入国 ・ワクチン接種証明書を所持し、ワクチンの最終接種日から7日以上経過している者（新型コロナウイルスに罹患・回復し、その後ワクチンを1回接種し、その証明書を所持している者も接種済みとみなす。）は入国可能。 ・入国前48時間以内に実施したPCR検査又は抗原検査による検査証明書を提示する必要がある。 ・フィンランド人、フィンランドの永住許可を持つ者又は必要な理由（上記ホームページの項目3-2「Essential reason」参照）で入国する者は検査証明書の提示義務を適用しない。 ・上記ワクチン接種証明書所持者に同行する2006年以降に生まれた者は入国可能。 2 ワクチン接種証明書不所持者のEU及びシェンゲン域外からの入国 ・入国規制措置が解除されているEU及びシェンゲン域外の国（日本は含まれていない。）から直接入国する者は入国可能。 ・ただし、入国前48時間以内に実施したPCR検査又は抗原検査による検査証明書を提示する必要がある。 ・入国規制措置が解除されていないEU及びシェンゲン域外の国（日本が含まれる。）から入国する場合、入国前48時間以内に実施したPCR検査又は抗原検査による検査証明書を提示する必要があるほか、国境警備隊が定める入国理由（上記ホームページの項目3-2参照）が必要。入国理由の正当性はケースバイケースで国境警備隊が判断する。 ・フィンランド人、フィンランドの永住許可を持つ者又は必要な理由（上記ホームページの項目3-2「Essential reason」参照）で入国する者は検査証明書の提示義務を適用しない。					
ロシア・ウクライナ情勢の影響					
【フィンエアー ロシア・ウクライナ情勢の弊社便運航への影響について 3月25日更新】<https://www.finnair.com/jp-ja/japan-information> 日本発着路線では、現在週4便で運航中の東京（成田）－ヘルシンキ便が、2022年5月1日よりデイリー運航となります。ロシア領空を回避するため従来よりも所要時間が長くなりますが、ヘルシンキからヨーロッパ各都市へは幅広いネットワークでスムーズな乗り継ぎを引き続き提供いたします。東京（成田）便は発着時間に大幅な変更がございます。詳しい運航スケジュールにつきましては、こちら<https://www.finnair.com/jp-ja/japan-information/flight-schedule>をご確認ください。成田以外の路線につきましては、新型コロナウイルスによる渡航制限の継続に加え、ロシア領空閉鎖による影響が長引くことを想定し、夏期スケジュールにおいては運休となります。					

デンマーク		感染症危険情報 不要不急の渡航は止めてください。	危険情報 なし	最新情報の更新日	4月13日
入国可否	入国可	入国前の登録	ワクチン接種者はなし	入国前の陰性証明提示	ワクチン接種者はなし
入国前のワクチン接種 証明提示	要	日本のワクチン接種証明の有効性	有効	入国後の検査	ワクチン接種者はなし
入国後の隔離	ワクチン接種者はなし	ワクチン接種者の免除措置	陰性証明書の提出や入国後の検査、入国後の隔離を免除		
日本帰国前の検査	要（出国前72時間以内） 3月2日更新 < https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuni-tsuite/bunya/0000121431_00248.htm >	日本帰国後の隔離	ワクチンを3回接種していない者：原則7日間の自宅等待機を求めるが、入国後3日目以降に自主検査を受け、陰性の結果を入国者健康確認センターに届け出て確認が完了した場合は、その後の自宅等待機の継続は求めない。 ワクチンを3回接種した証明書を所持：入国後の自宅等待機を求めない。（4月13日時点）		
入国制限および検疫措置に関する詳細					
【外務省海外安全HP大使館からの安全情報2月2日更新】<https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=127460> デンマーク入国規制の緩和（2月1日以降）（新型コロナウイルス関連情報） 新型コロナウイルスに関するデンマーク入国規制が緩和され、2月1日以降、日本からデンマークに渡航する際、有効なワクチン接種証明書を所持している方は、陰性証明書の提出や入国後の検査、入国後の隔離は求められなくなりました。 ワクチン接種証明書の有効期限は、2回接種が必要なワクチンの場合は2回目接種から270日以内、1回接種でよいワクチンの場合は接種から284日以内とされていますので、接種日にご注意ください。3回目接種した場合の有効期限は定められておりません。 なお、日本の各自治体等が発行するワクチン接種証明書（英語併記）はデンマークで有効とされています。 ワクチン接種証明書をお持ちでない方で日本からデンマークに渡航される場合は、入国後24時間以内に検査を受け、10日間の自己隔離が求められます。 詳細は下記コロナポータルサイトでご確認ください。 <https://en.coronasmitte.dk/travel-rules/covidtravelrules>					
ロシア・ウクライナ情勢の影響					
【フィンエアー ロシア・ウクライナ情勢の弊社便運航への影響について 3月25日更新】<https://www.finnair.com/jp-ja/japan-information> 日本発着路線では、現在週4便で運航中の東京（成田）－ヘルシンキ便が、2022年5月1日よりデイリー運航となります。ロシア領空を回避するため従来よりも所要時間が長くなりますが、ヘルシンキからヨーロッパ各都市へは幅広いネットワークでスムーズな乗り継ぎを引き続き提供いたします。東京（成田）便は発着時間に大幅な変更がございます。詳しい運航スケジュールにつきましては、こちら<https://www.finnair.com/jp-ja/japan-information/flight-schedule>をご確認ください。成田以外の路線につきましては、新型コロナウイルスによる渡航制限の継続に加え、ロシア領空閉鎖による影響が長引くことを想定し、夏期スケジュールにおいては運休となります。					
【スカンジナビア航空貨物営業部4月4日時点】 コペンハーゲン－羽田線（SK983、SK984便）は、ウクライナ情勢によるロシア領空通過禁止、及び燃油高騰のため2022年6月末までキャンセルする。					

ロシア		感染症危険情報 渡航中止勧告	危険情報 渡航中止勧告	最新情報の更新日	4月13日
入国可否	渡航中止勧告	入国前の登録	なし	入国前の陰性証明提示	要（入国前48時間以内）
入国前のワクチン接種 証明提示	なし	日本のワクチン接種証明の有効性	証明証を求めない	入国後の検査	無作為抽出による検査
入国後の隔離	ビジネス出張者等は実施義務なし	ワクチン接種者の免除措置	なし		
日本帰国前の検査	要（出国前72時間以内） 3月2日更新 < https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuni-tsuite/bunya/0000121431_00248.html >	日本帰国後の隔離	ワクチンを3回接種していない者：検疫所が確保する宿泊施設に3日間待機。宿泊施設で受けた検査の結果が陰性であれば退所後の自宅待機を求めない。 ワクチンを3回接種した証明書を所持：原則7日間の自宅待機を求めるが、入国後3日目以降に自主検査を受け、陰性の結果を入国者健康確認センターに届け出て確認が完了した場合は、その後の自宅待機の継続は求めない。（4月13日時点）		
入国制限および検疫措置に関する詳細					
【在ロシア日本国大使館12月8日更新】<https://www.ru.emb-japan.go.jp/itpr_ja/20211208.html> ●12月8日から、外国人のロシア入国に際し提示が義務付けられているPCR検査の陰性証明書につき、これまでの「入国前3日(72時間)以内」から「入国前2日(48時間)以内」に短縮されます。 ●政令では「到着前3日以内」が「到着前2日以内」に変更となりましたが、これまでも「3日」を「72時間」として運用が行われてきており、今回の「2日」についても「48時間」という運用になるものと思われます。 1. 12月7日、ロシア当局は、外国人に対して義務付けられた「ロシアへの到着直前3日(72時間)以内に受けたPCR検査の結果としてコロナ陰性であることを証明する文書（ロシア語又は英語のもの）の提示」を「ロシアへの到着直前2日(48時間)以内に受けたPCR検査の結果」に短縮することを決定しました。この政令は12月8日から施行されます。 2. つきましては、今後のロシアへの渡航に際しましては、搭乗便のロシア到着前48時間以内に受検したPCR検査の陰性証明書（英文又は露語）を提示することが求められますので、ご留意願います。 【在ロシア日本国大使館3月14日更新】 モスクワ空港内でのPCR陰性証明書の取得について モスクワ所在の空港内にある検査機関で、日本政府が求める記載内容を満たすPCR陰性証明書を検査から最短50分で入手することが可能<https://www.ru.emb-japan.go.jp/20220314.pdf>					
ロシア・ウクライナ情勢の影響					
【外務省海外安全HP大使館からの安全情報3月7日更新】<https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=129273> ロシア全土の危険レベルの引き上げ（渡航中止勧告） 6日、日本外務省はロシアの渡航情報について、危険レベルを引き上げ（渡航中止勧告）しました。 ●2022年2月25日以降、ロシアに対する措置として、EU等の国々がロシア航空機の領空飛行を禁じ、またその対抗措置として、ロシアが自国の領空飛行を禁じる措置を取ったことから、航空便の運航停止が相次いでおり、2022年3月5日、ロシア政府は、ロシアの航空会社に対しロシアと外国との間の旅客輸送等の一時的停止を勧告しました。ロシア国内からの出国手段が著しく制限され、その影響で航空券の価格が急騰するなど、航空券の入手も困難な状況となっています。 ●また、クレジットカード大手のVISAとMasterは、ロシアでの決済事業の停止を発表するなど、当国の市民生活にも影響が出始めています。今後当地に滞在をする上で、経済措置による影響が強まり、種々の緊張した状況が生じ得ると見込まれます。 ●このため、ウクライナとの国境周辺地域を除く国内全域をレベル3へ引き上げます。ロシアへの渡航はどのような目的であれ止めてください。また、今後出国手段がより一層制限されることを念頭に、商用便による出国を検討してください。 海外安全HPリンク：<https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo_2022T027.html#ad-image-0> 【外務省海外安全HP大使館からの安全情報3月12日更新】<https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=129613> ロシアからの出国が可能とされる経路の候補につき在サンクトペテルブルク日本国総領事館及び在ロシア日本国大使館のホームページに掲載されています。以下のリンクをご参照ください。 在サンクトペテルブルク日本国総領事館HP<http://www.st-petersburg.ru.emb-japan.go.jp/indexjp.htm> 在ロシア日本国大使館HP<https://www.ru.emb-japan.go.jp/itpr_ja/flights20220309.html>					

カナダ		感染症危険情報 不要不急の渡航は止めてください。	危険情報 なし	最新情報の更新日	4月13日
入国可否	ワクチン接種者は入国可	入国前の登録	接種証明を登録 < https://arrivecan.cbsa-asfc.cloud-nuage.canada.ca/welcome >	入国前の陰性証明提示	ワクチン接種者はなし
入国前のワクチン接種証明提示	要	日本のワクチン接種証明の有効性	有効	入国後の検査	ランダムな検査
入国後の隔離	ワクチン接種が完了していないが入国を許可される者は隔離	ワクチン接種者の免除措置	入国前の陰性証明提示、入国時・入国8日目の検査と入国後の自己隔離が免除		
日本帰国前の検査	要（出国前72時間以内） 3月2日更新 < https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuni-tsuite/bunya/0000121431_00248.html >	日本帰国後の隔離	ワクチンを3回接種していない者：原則7日間の自宅等待機を求めるが、入国後3日目以降に自主検査を受け、陰性の結果を入国者健康確認センターに届け出て確認が完了した場合は、その後の自宅等待機の継続は求めない。 ワクチンを3回接種した証明書を所持：入国後の自宅等待機を求めない。（4月13日時点）		

入国制限および検疫措置に関する詳細

【外務省海外安全HP大使館からの安全情報3月18日更新】<<https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=130154>>

カナダ政府による国境措置の変更（ワクチン接種完了者に対するカナダ入国前の検査要件の撤廃）

●本3月17日、カナダ政府は、2022年4月1日午前0時1分（東部標準時間）より、ワクチン接種を完了（注：ブースター接種は含まない従来の定義のまま）した旅行者が、空路、陸路及び海路でカナダに入国する際に、入国前の新型コロナウイルス検査の結果の提出が不要になる旨発表する。

●すべての国からカナダに到着する渡航者のうち、ワクチン接種完了者であると認められた者は、義務的な抽出検査に選ばれた場合、到着時に新型コロナウイルスの分子検査を受ける必要があるが、検査結果を待つ間、隔離の必要はない。

●現在カナダへの渡航が許可されている、ワクチン接種未完了の渡航者については、入国前検査の要件に変更はない。特に免除されない限り、ワクチン接種を完了していない5歳以上のすべての旅行者は、引き続き、認められた種類の入国前の新型コロナウイルス検査の証明書を提出する必要がある。

米国		感染症危険情報 不要不急の渡航は止めてください。	危険情報 なし	最新情報の更新日	4月19日
入国可否	ワクチン接種者は入国可	入国前の登録	航空会社へ連絡先等の情報提供	入国前の陰性証明提示	要（出発前1日以内）
入国前のワクチン接種証明提示	要	日本のワクチン接種証明の有効性	有効	入国後の検査	ワクチン接種者はなし
入国後の隔離	ワクチン接種者への義務はなし	ワクチン接種者の免除措置	隔離の免除		
日本帰国前の検査	要（出国前72時間以内） 3月2日更新 〈 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuni-tsuite/bunya/0000121431_00248.html 〉	日本帰国後の隔離	ワクチンを3回接種していない者：原則7日間の自宅等待機を求めるが、入国後3日目以降に自主検査を受け、陰性の結果を入国者健康確認センターに届け出て確認が完了した場合は、その後の自宅等待機の継続は求めない。 ワクチンを3回接種した証明書を所持：入国後の自宅等待機を求めない。（4月13日時点）		

入国制限および検疫措置に関する詳細

【ESTAオンラインセンター**4月19日更新**】〈<https://esta-center.com/news/detail/990100.html>〉

重要なお知らせ

1. アメリカ渡航の新型コロナウイルス検査は「出発前1日以内」に
2021年12月6日より、新型コロナウイルス検査による陰性証明書の検査日に関するルールは、これまでの「出発前3日以内」から「出発前1日以内」となりましたのでご注意ください。
2. アメリカ渡航は「ワクチン接種完了証明書」と「陰性証明書」の取得が必須に
アメリカ政府が策定した新たな入国制限により、国外からアメリカへ渡航する18歳以上の方は、ワクチン接種完了が義務付けられました。航空機へ搭乗する際は英語で記載された以下の証明書の提示が求められますので携行をお願いします。
・ワクチン接種完了証明書(海外渡航用の新型コロナワクチン接種証明書)
・出発前1日以内に行った新型コロナウイルス検査による陰性証明書
また、アメリカ滞在時の連絡先に関する情報提供も求められ、渡航前に各航空会社へ提出する必要があります。新たな入国条件に関する詳細は「アメリカ政府が新たな入国制限の詳細を発表11月8日より施行」〈<https://esta-center.com/news/detail/023600.html>〉をご確認ください。
3. 帰国時に指定宿泊施設で3日間の待機を義務付け(2022年3月1日更新)
※同措置は2022年2月28日を以て撤廃されました。今後は指定宿泊施設にて3日間の待機を不要とし、ワクチン追加接種の有無により異なる措置が求められます。

米国渡航を検討される方へ

新型コロナウイルス感染拡大による検疫体制の強化に伴い、米国政府は2020年3月より入国条件の変更や制限措置などを施行しています。CDC(アメリカ疾病予防管理センター)は日本の感染警戒レベルを最も高い4(感染リスクが非常に高い地域)に指定。また、アメリカ国務省も日本の渡航警戒レベルを最大の4(渡航中止勧告)としていましたが、レベル3(不要不急の渡航自粛を要請)に引き下げました。両国政府は往来する渡航者にワクチン接種完了を要請し、強い警戒を呼び掛けています。アメリカ政府はESTA(ESTA)による渡航を認めていますが、日本を含む国外からの渡航者は州や地域で施行されている規制の遵守が求められます。ワクチン接種の有無を問わず、大半の州は屋内でのマスク着用を要請しています。また、集会や外出について厳しい措置を講じている州や地域がありますので、渡航を予定している方は事前に確認をお願いします。

入国に関する注意事項

アメリカ入国の新型コロナウイルス検査は「出発前1日以内」に
新型コロナウイルス変異種に対する防疫措置として、2021年1月26日より国外から空路でアメリカへ入国する全ての方は、PCR検査による陰性証明書の提示が義務付けられました。出発前1日以内にPCR検査を行い、英語表記による陰性証明書の取得をお願いします。過去3か月以内に新型コロナウイルスに罹患し快復した方は、渡航に支障がないことを示す医師による診断書が陰性証明書の代用として認められます。また、2021年11月8日より国外からアメリカへ渡航する18歳以上の方は、ワクチン接種完了証明書も必須となりました。ワクチン接種が完了していない2歳から17歳の児童も、「出発前1日以内」に行った新型コロナウイルス検査による陰性証明書の提示が求められます。ワクチン未接種の児童を伴って渡航する際は、事前に航空会社へ渡航条件と必要書類の確認を推奨します。

地域		最新情報の更新日
ノルウェー領 スバルバル諸島	【スバルバル知事2月24日更新】<https://www.sysselmesteren.no/en/news/2022/02/covid-19-and-travel-to-svalbard/> COVID-19やスバルバル渡航に関する質問はノルウェー保健当局へ連絡のこと。現在の規制情報は下記を参照のこと。 Travel to Svalbard <https://www.helsenorge.no/en/coronavirus/international-travels/#svalbard> スバルバル到着前後の受検義務は撤廃されました。 Covid-19 helpline <https://www.helsenorge.no/en/coronavirus/information-hotline/> Valid certificates <https://www.helsenorge.no/en/coronavirus/international-travels/#valid-certificates>	2月24日
グリーンランド	【Visit Greenland（グリーンランド渡航サイト）4月12日確認】<https://visitgreenland.com/corona-faq/> ワクチンの完全接種者（EMA欧州医薬品庁が承認したワクチン）のみグリーンランドへ渡航でき、12～17歳の子供にも適用される。グリーンランドの居住者（居住証明または長期間の仕事を示す文書を提示できる者）、11歳以下の子供は免除される。グリーンランド渡航時に、PCR検査の陰性結果を提示する必要はない。	4月12日
米国アラスカ州	【アラスカ州政府】<https://covid19.alaska.gov/travelers/> ワクチン未接種者の旅行前の受検は感染拡大防止につながるとしている。また、旅行者は到着時に無料で受検できる。ワクチン接種者（完全接種）は、受検や自己検疫が求められない。2021年6月1日から、アラスカへの旅行者は無料のワクチンを接種できる。	-
共同利用施設		最新情報の更新日
ニーオルスン基地	【Nyalesund Research Station（ニーオルスン基地サイト）3月2日更新】<https://nyalesundresearch.no/covid-info/> 11月19日より、ニーオルスン発着の航空機内ではマスクを着用しなければならない。 スバルバルへの渡航者は、ロングイヤービン出発前24時間以内に受検する必要はない。同様に、スバルバル到着24時間以内に検査する要件は解除された。 【Kings Bay社4月7日更新】<https://kingsbay.no/covid19/> Kings Bay社はCOVID-19予防のために以下を実施している。 ・ニーオルスンへの渡航者は到着次第、受検する。 ・検査で陽性が確認された場合は、4日間隔離（症状発生時から日数をカウント）される。 ・食事は陽性者に運ばれ、看護師との連絡を継続する。 ・4日後、24時間発熱がなく体調が良好であれば、通常の活動に戻ることができる。	4月7日
スバルバル大学（UNIS） オフィス	【スバルバル大学3月18日確認】<https://www.unis.no/resources/hse/covid-19-measures-at-unis/> 2月12日にノルウェー当局はCOVID規制を撤廃したが、COVID19に関係する症状がある場合はUNISへ訪れないこと。 UNIS内の規制<https://www.unis.no/wp-content/uploads/2022/02/UNIS-internal-covid-regulations.pdf> 【スバルバル大学3月10日更新】<https://www.unis.no/apply-for-autumn-courses-2022/> 秋季コースの申し込みを受付ける。締切は2022年4月15日まで。	3月18日

共同研究提携施設		最新情報の 更新日
アラスカ大学 フェアバンクス校 国際北極圏研究センター (IARC)	キャンパスへの入域制限は3月1日に撤廃された。 コロナウイルスに関する情報はフェアバンクス校特設ページ (https://sites.google.com/alaska.edu/coronavirus/uaf) を参照のこと。	3月1日
チェコ・スバボーダ基地 (ロングイーバーン)	【チェコ・スバボーダ基地3月3日更新】< https://www.prf.jcu.cz/en/cars/news/operating.html > 観測ステーションに空きがあるため、スバルバルでの研究滞在を計画している方は問合せのこと (Facebookに記載)	3月3日
グリーンランド 天然資源研究所 (GINR) 施設	【GINR施設】< https://natur.gl/?lang=en > 施設の使用制限に関する情報は公開されていない。	-
カナダ 極北研究ステーション (CHARS) 基地	【カナダ政府4月7日確認】< https://www.canada.ca/en/polar-knowledge/charsusingcampus.html > Polar Knowledge Canadaは2022年の研究サポートの申請や共用スペースの利用申請を受け付けている。研究支援を依頼する者は、フォームへ記入し期限までに提出すること。申請フォームは期限 (2022年3月1日～6月30日の利用申請：2021年11月26日締切り、2022年7月1日～10月31日の利用申請：2022年2月18日締切り、2022年11月～2023年2月28日の利用申請：2022年8月26日締切り) までに提出する必要あり。	4月7日
ロシア スバスカヤパッド 観測拠点	施設の使用制限に関する情報は公開されていない。	-
ロシア ケープ・バラノバ基地	施設の使用制限に関する情報は公開されていない。	-
カナダ ラバル大学 北方研究センター (CEN)	【北方研究センター】< https://www.cen.ulaval.ca/en/index.php > 研究ステーションは特定の条件下で利用できる。研究ステーションの予約、承認については、上記サイトの連絡先までメールすること。	-

「感染症危険情報」のカテゴリー及び発出の目安

カテゴリー	発出の目安
レベル1：十分注意してください。	特定の感染症に対し、国際保健規則(IHR) 第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、渡航に危険が伴うと認められる場合等。
レベル2：不要不急の渡航は 止めてください。	特定の感染症に対し、IHR第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、同第12条により「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態(PHEIC)」としてWHO事務局長が認定する場合等。
レベル3：渡航は止めてくだ さい。(渡航中止勧告)	特定の感染症に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において、第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態(PHEIC)」が発出され、同第18条による勧告等においてWHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合等。
レベル4：退避してください。渡 航は止めてください。(退避勧 告)	特定の感染症に対し、上記のレベル3に定めるWHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合であって、現地の医療体制の脆弱性が明白である場合等。

詳細：外務省海外安全ホームページ感染症危険情報 <https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/kansen_risk.html>

「危険情報」のカテゴリー及び目安

カテゴリー	目安
レベル1：十分注意してください。	その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。
レベル2：不要不急の渡航は止めてください。	その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。
レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）	その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。（場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。）
レベル4：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）	その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。

詳細：外務省海外安全ホームページ危険情報 <<https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/risk.html>>

日本-ニーオルスンにおける荷物の輸送状況

配送会社	配送方法	状況	確認日
日本郵便	EMS	【日本郵便3月18日確認】3月2日から、ヨーロッパ諸国等宛でのEMS及び航空小包郵便物について、航空会社による減便及び搬入制限を受け、輸送力が回復するまで引受けを一時停止します。3月8日時点で航空扱いの小包郵便物およびEMSは、日本からノルウェーへ差出しできません。海上輸送は貨物混雑のため、現地到着まで平常期に比べ3か月程度遅れる可能性があります。航空機の減便等により運送スペースの不足等が生じていることから、航空機への搭載に2～3週間程度の期間を要します。 ※配達遅延・引受停止については、日本郵便HP (https://www.post.japanpost.jp/int/information/overview.pdf) からご確認下さい。	3月18日
Posten	国際郵便	輸送が遅延しています。 【Posten3月4日更新】航空機欠航の影響により、いくつかの国への発送ができない。また、輸送の遅延が予想される。 ※発送停止の情報については右記に示す、ノルウェー郵便PostenのHP (https://www.posten.no/en/customer-service/country-list-parcels-updated) からご確認下さい。	3月4日
Bring	国際郵便/国際宅配便	発送に関する情報については、BringカスタマーサービスHP (https://www.bring.no/en/customer-service?_ga=2.268820593.1464018051.1628571276-1137923700.1627279925) からご確認下さい。 ニーオルスン発着の船便スケジュールは以下よりご確認下さい。 < https://www.bring.no/tjenester/pakker-og-gods/svalbard/Sailing-plan-Troms%C3%B8-Svalbard_2022.pdf >	-
DHL	国際宅配便	日本～ニーオルスン間の輸送が可能です。ただし、国連番号がついている危険品は輸送できません。ニーオルスンから発送する場合はKings Bay社へ確認する必要があります。	2020年 11月19日
FedEx	国際宅配便	日本～ニーオルスン間の輸送が可能です。国連番号がついている危険品については、往路、復路で発送要件が異なるため現地法人へ確認が必要です。	2021年 3月25日
SAS Cargo	国際航空貨物	【スカンジナビア航空貨物営業部4月4日時点】 コペンハーゲン～羽田線（SK983、SK984便）は、ウクライナ情勢によるロシア領空通過禁止、及び燃油高騰のため2022年6月末までキャンセルする。	4月4日